

会 議 記 録

会議名称	令和6年度第2回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和6年10月31日（木）午前9時57分～午前10時36分	
場 所	中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局	総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍聴者	11名	
配布資料	資料1 人事委員会勧告等の動向について 資料2 令和7年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案） ・令和6年度第2回杉並区公契約審議会 参考資料	
会議次第	1 開会 2 報告 人事委員会勧告等の動向について 3 議事 令和7年度の労働報酬下限額について 4 その他 第3回杉並区公契約審議会 5 閉会	

(開会前に、経理課長より会議及び会議録の公開についての説明、
及び配布資料についての確認あり)

島田会長

定刻前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第2回公契約審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議は全員がご出席していただいておりますので、条例に規定する定足数に達していることをご報告いたします。それでは、次第に沿って審議を進めてまいりたいと思いますが、本日は前回の議論を踏まえまして、労働報酬下限額の算定の根拠について審議し、答申案を決定してまいりたいというふう存じます。

なお、答申の最終決定は、区職員の給与改定に関わる労組交渉の妥結内容を確認した上で、次回の審議会において行うということになりますので、その点ご承知おきを頂きたいと思っております。

審議に入る前に、事務局から審議に当たって先ほどご紹介がございましたように資料を配付していただいておりますので、まず、その内容についてご報告、ご説明を受けたいと思っております。よろしくお願いいたします。

福本経理課長

はい。それでは、まず資料1をご覧ください。

初めに1番の特別区職員に対する人事委員会勧告について報告をいたします。

月例給は、公民較差1万1,029円、較差率2.89%を解消するため、初任給において、大卒程度は2万3,800円、高卒者は2万3,900円、引上げの勧告がございました。また、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ勧告がございました。ボーナスについては、支給月額を0.20月分引き上げ、4.85月に改定するという勧告がございました。

次の2番の東京都職員に対する勧告でございますが、こちらは初任給の引上げ額に特別区とは若干の違いがございますが、おおむね同じ内容となっておりますのでございます。

続く3番、4番につきましては、第1回の審議会において報告した内容となっておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、参考資料になりますが、ホチキス留めの参考資料の1ペ

ージ目をご覧ください。1ページ目の1番では、会計年度任用職員の短時間業務職の1時間当たり換算額を、特別区人事委員会勧告を踏まえた上で推計いたしました。その説明の前に、行政職と業務職の給与改定の仕組みについてご説明をいたします。

まず、行政職については、特別区人事委員会勧告を受けまして、労使交渉の後、妥結を経て改定されます。一方で、業務職につきましては、特別区人事委員会勧告の対象とはなっておらず、行政職の勧告を参考にしつつ、特別区長会が業務職給料表として示し、労使交渉を経て改定されるものでございます。給与額が確定いたしますのは、労使交渉後の11月中旬ないし下旬の見込みでございますが、変動した際は算定根拠を基に時間単価を算出の上、その結果について速やかに委員の皆様にご報告をさせていただきます。

続きまして、2ページ目をご覧ください。2ページ目の(1)でございますが、こちらは昨年度同様、現行の業務職の給料月額に行政職の高卒初任給の改定率でございます今回の15.1%を乗じた額を推計値として、算出したところでございます。その算出方法によりますと、1級30号の用務1年目は1,417円となります。ただし、今年度の人事委員会勧告につきましては、昨年度と異なる点がございます。

おめくりいただきまして、3ページ目をご覧ください。こちら参考といたしまして、令和5年、令和6年の行政職の人事委員会勧告の給料表と、令和5年に実際に妥結された業務職の給料表を掲載しております。

まず、左上の令和5年の行政職の給料表をご覧くださいと、実線で囲まれております1級5号給、こちらが高卒初任給に該当いたしますが、昨年はこの高卒初任給の改定率が3.9%でございました。これに対しまして、点線で囲まれている下側の1級29号給、こちらが大卒初任給に該当いたしますが、この大卒初任給の改定率は4.3%となっております、高卒初任給より改定率がやや高くなってございました。

ただ、今年度は左下の業務職の給料表、こちらは、その後、妥結した際に決定された給料表でございますが、こちらの行政職給料表(二)をご覧くださいと、用務1年目に該当する1級30号給につきましては、

高卒初任給の改定率と同率の3.9%となったという結果でございました。

一方で、令和6年の勧告でございますが、こちらでは、右上の行政職の給料表（一）にありますように、同じく実線で囲まれている1級5号給の高卒初任給の改定率、こちらが15.1%となっているのに対しまして、大卒初任給の改定率は12.1%となっております、昨年とは反対に、今度が高卒初任給のほうが改定率が高く、しかもその差が3%もの開きが生じているという状況でございます。

このように、昨年と今年では違いがあるということから、今後、労使交渉を経て決まる業務職の給料表、とりわけ用務1年目の1級30号給の改定率につきまして、昨年と同様に高卒初任給の改定率を単純に当てはめて推計してよいのかという疑問が事務局として生じたことから、今回、区の人事当局にも確認をいたしました。

そうしたところ、行政職給料表（一）の各号給ごとの改定率の推移と業務職給料表の各号給ごとの改定率の推移、こちらは、年によって多少のずれや違いはございますが、傾向としては、例年おおむね相関関係にあるということが判明したというところでございます。

このため、お戻りいただきまして、2ページ目の(2)におきまして、大卒初任給の改定率というのも参考として掲載をさせていただいたところでございます。業務職の給料月額に行政職の大卒初任給の改定率である12.1%を乗じた額を推計値として算出いたしますと、1級30号の用務1年目につきましては1,380円となります。

以上のことから、本年の用務1年目に当たる業務職給料表の1級30号給の推計値につきまして、事務局といたしましては、この大卒初任給の改定率を基に算出した1,380円から高卒初任給の改定率を基に算出した1,417円、この幅の中に収まるのではないかと推測したところでございまして、再びおめくりいただきますが、3ページ目、令和6年の用務1年目の改定率、こちらにつきましては、大卒と高卒の初任給の改定率の間に収まるのではないかと予測したものを記載したというところでございます。

続きまして、参考資料の4ページ目の2番、東京都における消費者物価

指数の概況についてご報告いたします。(2)の消費者物価指数の概況でございますが、まず①の「総合指数」につきましては、2020年を100とした場合、今年10月は108.8となっております、前年度同月比で1.8%上昇をしております。

次に、②の指数は、天候の影響により毎月の変動幅が大きくなる傾向があります生鮮食品を除いているものでございまして、今年10月は107.9、前年度同月比で見た場合は1.8%上昇をしております。

最後に、③の指数につきましては、これは先ほど申し上げました②の条件に加えまして、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受けますガソリンや電気代などのエネルギーを除いております、今年10月は107.6、前年度同月比では1.8%上昇しているところでございます。

以上、審議の参考としていただければと存じます。私からは以上でございます。

島田会長

はい。ただいまの事務局の報告につきまして、何か質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまの事務局からの報告を踏まえまして、杉並区における令和7年度の労働報酬下限額について議論をしたいというふうに思います。審議は、資料2の2枚目の項立てに沿って行ってまいります。

まず、前回の審議で、工事又は製造請負契約の熟練工・一人親方につきましては、各職種の公共工事設計労務単価の9割、見習い・手元等については、軽作業員の公共工事設計労務単価の7割とする方向でご意見を伺っております。答申案を定めるに当たりまして、特段ご意見ございますでしょうか。

高取委員

第1回目のときに、7割で決めないで、もう少し議論をということ、会長のほうからも、出発点としては70%、これは今後の審議の中で議論を重ねていきたいというお言葉を頂いているかと思っておりますので、まだ7割で決定ではないと私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

島田会長

今日のご審議を踏まえて本日決定したいと、そういう意向でございます。

高取委員

ありがとうございます。毎回同じような話になるのですけれども、言

い続けないと変わらないなというところがあるかと思います。大工さんは、大工の見習いで入ると大工さんです。軽作業員で現場に入る方はいないと思います。委託のほうも、その職種、仕事の内容に合わせて昨年業務職に変えたかと思うのですけれども、前回は申し上げたように、軽作業員というのは、本当に軽易な清掃、または後片づけ、公園等における草むしり、軽易な散水になっています。一方で、普通作業員のほうは、人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、人力による資材等の積み込み、運搬、片づけ、人力による小規模な作業となっています。どちらがふさわしいかといいますと、普通作業員がふさわしいのではないかなど思っております。

軽作業員の労働報酬下限額が今年1,540円になっておりますけれども、委託の労働報酬下限額が他区では1,400円を超えてくるというような話も、決定ではありませんので、まだ表には出ないかもしれませんが、ちらほら聞こえてきています。そのような中、ここ5年間で設計労務単価が平均で3.46%上がっています。来年も3.46%上がるとすると、1,593円になります。そうすると、例えば委託の労働報酬下限額が1,400円を超えてくるような形になると百何十円しか変わってこない。そうすると、1日8時間働いて、1,600円も変わらないんですね。この暑い中、寒い中で、建設作業員は一日働きますけれども、それが、普通の事務の方と、一日通して働いて1,600円しか違わなければ、担い手が、若手が入ってくるでしょうかというところです。そういうところを考えていただいて、本当にここは改定を求めていきたいと思っておりますので、皆さんからの意見もお願いしたいと存じます。

島田会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、ご意見ございますでしょうか。特にございませんか。

水島委員 では、よろしいでしょうか。

島田会長 はい。どうぞ。

水島委員 第1回の審議会で、軽作業員の70%というところで、見習い・手元等に関しては結論を見ていたかなと思っていたんですけれども、高取さんのおっしゃるとおり、現場で実際に人手不足というのは起きていること

でございますので、人を募集する際の労務賃金というのは、実際に我々の手元の感覚としても上がっているというのは間違いございません。

ただ、今、普通作業員とした場合の労務単価が、何%が逆に妥当であるというふうに高取委員はお考えですか。

高取委員 せめて普通作業員の70%かなと思っておりますが。

水島委員 普通作業員の単価というのは、2万3,900円、あ、2万5,400円ですか。

高取委員 そうですね。令和6年度で言うと2万5,400円ですので、70%になりますと、時給で言うと2,223円になるかと思えます。

水島委員 やはり、それは金額のインパクトとしては少し大き過ぎるのが、私の正直な感想です。現在1万7,600円の70%としているものが2万5,400円の70%というのは、大変、数字としての違いが大き過ぎて、もちろん高い条件で募集されている職種、見習いの方もいると思うんですけども、それはそれとして、あくまでこの公契約審議会においては、公契約に関わる方の労働報酬の下限を決める会議だというふうに認識しておりますので、現在、様々な職種で募集をされている労務賃金の推移を見ながら、いずれ、妥当と思われる水準に合わせていくべきではないかなと思えますので、引き続き、私としては軽作業員の70%にさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

島田会長 ありがとうございます。今、水島委員からもございましたように、高取委員のご提案、考えるべき点は多々あるのですが、今、いきなり決めるにはあまりに幅が大きいということもございますので、これは事務局のほうでも宿題としていただきたいと思います。一つは、現在対象となっている見習い・手元の具体的な中身が軽作業員というのと完全に一致するのか、あるいはかけ離れているかどうかという点と、2つ目は、実態として、例えば、今、手元・見習いというふうに言われている中で、実勢としても、金額的に同じではなくて、かなり開きがあるかどうかを含めて少しご検討いただきたいと思います。そして、来年度に向けて、70%でこの間ずっとやってまいりましたので、そこをもし変えるとなると、相当な事実がないと、なかなか難しいと思えますので、今年度については例年どおりというふうにさせていただければ大変ありがたいと思

うのですが、いかがでしょうか。

高取委員

はい。次年度に多大なる期待を込めて、70%というところをじくじたる思いで受け取るしかないのかなと思いますけれども、実際に積算するときも、軽作業員で積算することは実際のところないのではないかなと思っております。また、軽作業員で積算しているのが全体の何%ぐらいあるのかというのも、当然分からないと思うんですけども、そこも知りたいなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

島田会長

事務局が大変な作業になって申し訳ないですが、ご意見を頂戴しているところであり、昨今は全体の賃金も上がる傾向にありますので、ご検討いただければありがたいと。よろしくお願いいたします。

それでは、前回ありましたように、令和7年度に関しましては、軽作業員の公共工事設計労務単価の7割という形にしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

島田会長

ありがとうございます。

そうしますと、確認でございますが、工事又は製造の請負契約のうち、熟練工・一人親方については各職種の公共工事設計労務単価の9割、見習い・手元等の労働報酬下限額は1時間当たりの単価を軽作業員の公共工事設計労務単価の7割といたしたいと思います。

それでは、次に、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について議論を進めていただきたいと思います。ご発言のある方、お願いをいたします。どうぞ。

金子委員

労働報酬下限額について、業務委託の下限額ということでございますが、事務局のほうから初任給をベースにした考え方が示されております。高卒で取るのか大卒で取るのかというその幅があるということでございますが、初任給自体、今回、大幅に上がる傾向にあるということで、私も会社員ですけれども、初任給が、「こんなに上がるの？」というぐらい、今、上がっております。それは労働組合云々というよりも、会社側が上げざるを得ないというような社会情勢にあるのかなというようなことも踏まえて、こういった人事委員会勧告のトレンドになっているのか

などというところはひしひし感じております。

それがなぜ起こっているのかというと、一つは人手不足による人材確保ということと、もう一つ、初任給だけではなくて最賃も上がっているということですから、他国と比べて、この間の経済が停滞し、大幅に賃金が抑えられていたという中の揺り戻しなのかなというところを実感として強く感じておる次第です。春闘の結果等についても、昨年、一昨年と、大幅に上がってきておりますし、恐らく来年も同じようなトレンド、あるいはそれ以上のトレンドが続くんだというような実感があるということでございます。

今回、初任給が上がるということで、例年との違いということ、大きな上げ幅が期待できるのかなというようなことですが、高卒を取るのか大卒を取るのかという、この初任給をベースとした議論をするのであれば、ボトム賃金ということで、高卒というようなことが自然な考えなのかなというふうに思っております。先ほど高取委員のほうからありましたけれども、あくまでも情報レベルではございますが、他区においても1,400円を意識した議論もされているというような中で、1,400円を超える議論というの、先陣を切る杉並区としても、ぜひやっていきたいというふうに私も思っておりますし、繰り返しますが、ボトムということ意識するのであれば、高卒を取るというほうが自然な考えなのかなというふうに考えております。

大手は上がっているけど中小が上がっていないとかということも取り沙汰されている中で、経営者の方、厳しい部分はあろうかというふうに思いますが、人材確保という点も踏まえて、ここはしっかり上げていくことが肝要なのかなということをご意見として申し上げたいと思います。以上でございます。

島田会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

砂川委員

この公契約条例に基づく契約、それについては当然賃金が上がっていくというのは、私どももうれしいなと思います。ただ、それから漏れた契約というのがあるので、その契約との差が出ちゃうのかなと本音ではそう思っています。また、民間との差も大分出てくるのかなと思ってい

て、同じ作業をしているのに民間だから若干安いとか、公契約条例で契約しているから高いというのも、課題に感じております。また、私どもの組合というのは中小企業で成り立っているようなものなので、その中で、高卒と大卒の推計値が今回は大分変わっているんですけども、福本課長、11月の中旬で労使交渉の中で決めるというのは、この高卒にします、大卒にしますというのを決めるということでしょうか。

島田会長

その点、少し補足させていただきます。ご意見は、また続けておっしゃっていただきたいと思います。

こちらは要するに行政職の場合は公務員法が適用になっていますので、給与の決定に関しては人事委員会勧告を踏まえて決定するという流れになっていて、そこに労使交渉は制度的にはないわけですね。それで、行政職（二）については、仕組みとして、地方公営企業労働関係法の適用を受ける単純労務職員という位置づけになっていまして、通常の行政職の公務員とは違って、団体交渉を踏まえて、労働協約の締結まで認められております。もちろん、その締結をしたのが直ちに民間のように賃金になるのではなくて、改めて議会のほうに当局からご提案を頂いて、条例として通ると決定すると、そういう仕組みになっているわけでございます。

ですので、今、高卒か大卒かという形で議論になっていますが、これは事務局のほうでお作りになった資料であって、別に労使交渉の中で高卒初任給にするのか大卒初任給にするのかというようなことを直接的な議論にするわけではないということなんです。ただ、実際の交渉等の経緯、先ほど事務局からご説明がありましたように、この間の経緯からいくと、ほぼほぼ、その改定された人事委員会勧告に即した結論が出てきているという中で、推計したのがこの12.1から15.1の間に労使交渉で収まるだろうという、そういうご議論でございます。ですので、労使がどういう議論するのかというのは、私どもは分からないということは押さえておいたほうがいいのかというふうに思います。今、これが本当に争点になっているのではなくて、事務局のほうとして推定する上で出てきた数字だということですね。

それと、もう一つ、前回に比べて、高卒と大卒初任給の上がり幅が逆転しているというのは、おそらく今の政策的な反映で若年層の給与を引き上げていくという、人手不足もありますけど、そういうのがかなり強く与えられているんだということは言えるのではないかというふうに思います。

我々はどう考えるのかという話になると、去年は業務職1級30号で行ったわけですね。ただ、その1級30号の推定にかなり幅が出ているという中で、我々はどう考えるのかという、議論の前提はそういうことだったと。どうぞ、ご意見を続けていただいて。

砂川委員

会長、ありがとうございます。1回目にも皆さんとお話ししたとおり、今年度は業務職1級30号ということで、今年度から始めております。今回の推計値は高卒と大卒で隔たりがあるんですけども、それは労使交渉を終えた結果の中で出てくると思いますので、それを参考にしてやっていくべきじゃないかなと思っております。

島田会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

事務局が出されている推計値もかなり大きな幅がありますので、この幅の中で、今、この段階で我々が幾らが適切かという議論をとというのは、あまり根拠のない議論になってしまう可能性がありますので、私としては、今、砂川委員がおっしゃっていただいたように、本来は今日決めたかったのですが、具体的な数字ということではなくて、業務職の1級30号の水準を去年の基準と同じように維持し、具体的な数字は、今出ましたように労使交渉の結果を踏まえて次回で決定するというのが妥当かなと思うのですが、いかがでございましょうか。

水島委員

賛成です。今日、この幅だと決められないなと思って、さっきから見えていたものですから。その11月の議論をお待ちして、次回の審議会で決めるべきかなと思っております。

島田会長

分かりました。よろしゅうございますか。ほかにご意見ございますか。

(なし)

島田会長

それでは、本来、具体的な数字を出したいということですが、なかなか難しいかというふうに思いますので、業務職の1級30号、すなわち行

政職（二）の1級30号の労使交渉の経緯を、その数字を基準に我々としては考えたいと思います。

それでは、令和7年度の労働報酬下限額は、区の会計年度任用職員（短時間・用務）の1年目、1級30号を参考として、答申案の金額は、11月下旬の労使交渉後に開催される第3回の審議会で正式に決定したいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（ 異議なし ）

島田会長 ありがとうございます。それでは、今回は、今ございましたように労使交渉の妥結内容を確認し、答申内容を決定し、区に答申を行いたいというふうに思いますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いをいたします。

ほかにご意見がなければ、第2回審議会を閉じたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

水島委員 すみません。

島田会長 どうぞ。

水島委員 第1回の審議会でお願ひしました、例のプロポーザルの件で、もし何か進捗があれば教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

島田会長 はい。では、事務局からお願いいたします。

福本経理課長 はい。ありがとうございます。水島委員からご指摘のあった件につきましては、今、検討中ということでございますので、またその辺りが分かりましたら、お伝えしたいと思います。

島田会長 ありがとうございました。

水島委員 継続的に質問させていただきます。よろしく願ひします。

島田会長 ほかにございますでしょうか。はい。どうぞ。

高取委員 審議会に直接関係ないかもしれないんですけども、他区であった事例で、委託とか指定管理で複数年契約の場合、1年目に締結した金額がそのまま2年目、3年目もその金額に引っ張られているというところがあるというのがちょっと分かってきまして、杉並区としてはどうでしょう。その改定した金額に合わせて変わっていくのか、1年目に契約したものが2年目、3年目も適用されているのか。

島田会長 どうぞ。

福本経理課長 はい。ありがとうございます。

今のご質問は第1回するときにも金子委員のほうからもご指摘があった長期継続契約のお話かというふうに思いますけれども、こちらにつきましては、これまでは1年目に決めた金額、そこで複数年分の契約をするわけですから、先を見越した契約という形で締結するという考え方から、2年目、3年目で変更するということは、今まではしておりませんでした。

今後につきましては、先日、金子委員からもご意見を頂きましたし、今、高取委員のほうからもご意見を頂きましたので、それを踏まえて、今、財政当局と検討しているというところでございますので、ご承知おきいただければと思います。

島田会長 はい。ほかによろしゅうございますか。どうぞ。

今里委員 結論として次回に決定するというところに異論はございませんけれども、そうしますと、この審議会の存在意義といいますか、昨年までは大体2回目のところまで答申案をほぼ出し、3回目のところまで特段のことがなければ、2回目の結論を維持するという形で手続を踏んでこられたと思うのですが、労使交渉の結果を待ちますということであると。

ならば、ルールとしては、毎年議論をせずとも労使交渉の結果に合わせていいのではないかという、そういう考え方も出てきてしまうのではないかと思うのですが、そこは、今日、会長がおっしゃったように、今年はあまりにも相関関係と違って逆転現象が起こっており、その幅もかなり広がって、判断に非常に悩ましいところがあるということで、今年の場合は異例の手続であるということで理解してよろしいでしょうか。

島田会長 異例ということではなくて、私どもが審議しているのは、最終的には額になるんですけど、一つは、前々から出ていますように基準を決めていくということにございます。そして、前年度から業務職の用務の1級30号でいきましょうということを決めて、そのことを今年もまた再確認したという意味では、従来どおりの手続を踏んでいると思います。ただ、昨年などの場合は推計値がほぼほぼ変わらないだろうというのが見通せ

ましたので具体的な数字が出せたのですが、その点は異例ということになると思います。公契約審議会発足以来、これだけ人事委員会勧告が上がるというのは初めてのことで、その中で労使交渉がどうなるかということ。そうすると、例えばここで何か千三百幾らというふうに決めても、業務職が例えば1,477円という金額が出たとすると、その差は何なんだという話になりますので、今回はそういう手続を取らせていただいたということです。

ですから、金子委員もおっしゃったように、今、賃金を、ちょっと一昔前と違って、政府からして、ともかく上げろ、上げろという状況がございますので、その流れはあんまり変わらないんじゃないかというふうに見通しますと、今後もこういうことがないとまでは言えないんですが、ご指摘のようにそのところが非常に異例だったというふうに考えております。

今里委員 詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。

島田会長 よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

島田会長 それでは、第2回の審議会をこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、次回の日程について、ご確認をお願いいたします。

小島契約係長 はい。それでは、次回の日程についてお知らせをさせていただきます。各委員の日程調整の結果、11月29日金曜日の午前10時開催で委員の皆様のご都合の確認が取れておりますので、よろしくお願ひします。

島田会長 ありがとうございます。よろしいですね。

(了承)

島田会長 では、開催通知はまた發送いただくということで。

契約係長 はい。また、後日、發送させていただきます。よろしくお願ひいたします。

島田会長 はい。本日は皆様のご協力で円滑に議事を進行することができて、まだ留保はついておりますが、基本的な答申案の骨子が固まったということになると思います。どうもありがとうございました。これで閉じたい

と思います。